

昭和五十三年七月招集

第二回館山市議會臨時會會議錄

館山市議會

目次

日時、場所	一
出席議員、欠席議員	一
出席説明員、出席事務局職員	一
議事日程	二
開會	二
議長の報告	二
会議録署名議員の指名	二
会期の決定	二
議案第四十二号、議案第四十三号	二
提案理由の説明	三
石井輝久君の質疑、当局の応答(議案第四十二号)	三
渡辺軍治郎君の質疑、当局の応答(議案第四十二号)	四
菊井敏博君の質疑、当局の応答(議案第四十二号)	五
委員会付託の省略(議案第四十二号)	六
採決(議案第四十二号)	六
委員会付託の省略(議案第四十三号)	六
採決(議案第四十三号)	七
議案第二号	七
内容説明	七
委員会付託の省略	七
採決	七
閉會	八
本日の会議に付した事件	八

一、昭和五十三年七月十七日(月曜日)午前十時

一、館山市役所議場

一、出席議員 二十三名

一番 吉田 勇治郎

三番 安戸 寿夫

五番 黒川 平治

八番 松下 正己

一〇番 流山 源次郎

一二番 栗原 一雄

一四番 石井 輝久

一七番 石井 武敏

一九番 渡辺 昭夫

二二番 五十嵐 昇

二五番 伊賀 多朗

二九番 望月 照正

一、欠席議員 七名

六番 鈴木 正義

二一番 田中 祿郎

二六番 藤田 益治

三〇番 山口 康

一、出席説明員

市長 半澤 良一

収入役 長谷川 廣治

教育委員長 古宮 幸八郎

委員 長 古宮 幸八郎

二番 伊藤 幸太郎

四番 押元 稔

七番 本間 昭二

九番 鈴木 稔

一番 近藤 好雄

一三番 林 豊

一六番 安西 益男

一八番 渡辺 軍治郎

二〇番 和田 一郎

二三番 菊井 敏博

二八番 石井 正

一五番 辻 田 実

二四番 西村 真次

二七番 遠山 ヨネ子

助役 小倉 澄男

総務部長 鈴木 弘道

教育長 安田 豊作

市長 半澤 良一

収入役 長谷川 廣治

教育委員長 古宮 幸八郎

委員 長 古宮 幸八郎

事務局長、高尾 豊 事務局長補佐 石井 敏夫
書記 兵藤 恭一 書記 鈴木 哲
書記 庄司 徹 書記 福田 英雄

一、議事日程
昭和五十三年七月十七日午前十時開議

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 議案第四十二号 工事請負契約の締結について
議案第四十三号 昭和五十三年度館山市一般会計補正

予算(第二号)

日程第四 発議案第二号 農業委員会の委員となるべき学識経験者の推薦について

開 会 午前十時十七分開会

○議長(吉田勇治郎君) 本日の出席議員数二十三名、これより昭和五十三年第二回市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議長の報告

○議長(吉田勇治郎君) 本臨時会の議案審議のため、地方自治法第百二十一条の規定による出席要求に対し、お手元に配付のとおり出席報告がございましたので御了承願います。

議案の配付

○議長(吉田勇治郎君) ただいま、市長から議案並びに説明書の

送付がありました。

議案並びに説明書を配付いたさせます。

配付漏れはございませんか。——配付漏れなしと認めます。

本日の議事はお手元に配付の日程表により行います。

会議録署名議員の指名

○議長(吉田勇治郎君) 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

一〇番議員流山源次郎君、二二番議員五十嵐 昇君以上両君を指名いたします。

会期の決定

○議長(吉田勇治郎君) 日程第二、会期の決定を行います。

本臨時会の会期につき、議会運営協議会の意見は本日一日ということであります。

お諮りいたします。会期を本日一日と定めますことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田勇治郎君) 御異議なしと認めます。よって、会期は本日一日と決定いたしました。

議案の上程

○議長(吉田勇治郎君) 日程第三、議案第四十二号及び議案第四十三号の各議案を一括して議題といたします。

議案第四十二号 工事請負契約の締結について

議案第四十三号 昭和五十三年度館山市一般会計補正予算(第

二号)

提案理由の説明

○議長(吉田勇治郎君) これより各議案の提案理由の説明を求めます。

(市長半澤良一君登壇)

○市長(半澤良一君) 大変暑さの厳しい折、急遽第二回市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆さま方におかれましては御多忙の中を御出席たまわり、まことにありがとうございます。

今回、急施を要する案件として御審議をお願いいたします案件は工事請負契約の締結に係るもの一件、予算の補正に係るもの一件でございます。

まず、議案第四十二号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。昨年度那古小学校防音改築第一期工事に引き続き、本年度第二期工事に係る指名競争入札を市内業者五社、市外業者五社計十社により、この七月十二日に執行しましたところ、落札するに至りませんでしたので、最低の価格をもって入札をした者から見積書を徴した結果、一億一千五百六十五万円をもって渡辺建設株式会社と随意契約により工事請負契約の締結をしようとするものであります。

工事内容としましては、全体計画鉄筋コンクリート三階建て三千三十七・〇九平方メートルのうち、前年度における千百八・五六平方メートルに引き続き、第二年度として千百五十二・三二平方メートルを建築しようとするもので、普通教室十教室、放送室

一室、保健室一室の改築工事並びに解体工事六百二十一・二九平方メートルを実施しようとするもので、工期を明春二月二十八日までとするものであります。

次に、議案第四十三号昭和五十三年度館山市一般会計補正予算第二号について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ三千四百四十四千円を追加し、歳入歳出それぞれ六十一億七千三百六十万二千円としようとするものであります。

その内容は、教育費中館野小学校改築事業に係る文部省の基準面積の引き上げに伴う建築面積の増加による工事費として三千四万七千円並びに建築確認手数料として九万七千円の追加補正をお願いしようとするものであります。

この財源については、国庫補助金により充当しようとするものであります。

以上、提案理由について御説明申し上げましたが、いずれの案件も急施を要するものであります。なにとぞ、慎重なる御審議をたまわりますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長(吉田勇治郎君) 以上で、提案理由の説明を終ります。

質疑応答

○議長(吉田勇治郎君) これより各議案の審議を行います。

まず、議案第四十二号工事請負契約の締結についての御質疑を願います。

○一四番(石井輝久君) 参考のために伺います。

この請負契約は御説明を承りますと、計十社の業者による競

争入札ということでございますが、参考のために入札回数は何回おやりになったのか、まず参考のためにお伺いします。

○総務部長（鈴木弘道君） 入札回数は三回でございます。

○一四番（石井輝久君） 三回目の入札によって予定価格に達しないという御説明を承ったわけでございますが、三回目の入札の価格を参考のためにお知らせ願います。

○総務部長（鈴木弘道君） 三回目の最低価格は一億一千五百九十九万円でございました。

○一四番（石井輝久君） 三回目ですから、これで質問は終了しますが、一億一千五百九十九万円が三回目の最低者の入札価格こういうことでございますが、あと随意契約を結ばれたという御説明ですが、本当はここで指名業者十社の一回目、二回目、三回目のそれぞれの入札価格を聞きたいところですが、それは委員会ならともかく、本会議ですのでもそれはいたしません、一生懸命見積った結果が一億一千五百九十九万円で、三回で落札しなかった。それで随意契約で一億一千五百六十五万円で随意契約を締結される。この間に別にどうということはない、適法、適正に行われたと。もちろん私は思っておりますが、大した開きはございません。九十万円と六十五万円ですから、見積りも適正でやや予定価格に達しなかったというだけのことだろうと思えますが、議案に対してはそれだけの質疑で了解します。

参考のために、もしこれが三回目の入札価格でどのぐらい開きがあったら指名替えをされるような事態になるんですか、参考のためにちょっとこの際お聞かせを。めんどうだったら、これで打ち切りますが、はなはだしく開いていた場合に、指名十社したけ

れども、それを一たん取り消して別の業者を指名するというようなことが二、三具体的な事例としてあったように思いますが、この場合、幸い九十万と六十五万で差がそんなになかったというところで、最低者と随意契約されたと思いますが、仮定として、はなはだしく三回目の価格開いていた場合に指名替えというよりなことをされたこともあったように思いますけれども、そこらはどうでしょう。めんどうだったら、よろしくございしますが、ちょっと参考のために伺いたいと思います。

○総務部長（鈴木弘道君） ただいまの御質問の基準というのは一応ございませぬ。ですから、予定価格に達しなかった場合は、そのケース・バイ・ケースで考えるというしかないんじゃないかと思っております。

○一八番（渡辺軍治郎君） 入札に関連した質問なんです、十社の競争入札の中に、いままでの事業をやった中で工期が遅れたとか、そういうような会社が加入していたかどうか。その点、お伺いいたします。

○総務部長（鈴木弘道君） いままで、今回の競争入札の業者にはございません。

○一八番（渡辺軍治郎君） ほかの、こういう大きな仕事でなくて、工期の遅れとか、そういうようなことが事実あるわけですよ。そういうような場合に、工期が遅れたようなそういう業者を指名入札あるいは競争入札の中に加えるか、加えないか。工期が遅れるというよりな、そういう会社の経営というのには不健全な会社だと思ひます。もし、そういうよりな工期が遅れるよりなことをやった会社は競争入札から除くよりな考えがあるのかどうか。そ

の点、お伺いしたいと思います。

○市長（半澤良一君） ただいまの御質問でございますが、工期の遅れだけでなくて、工期の遅れということは一般的に申しますれば、一つの契約に従わなかった、契約どおりに施行しなかったというように広く解釈いたしました、そういう場合にはもちろん次の入札に対しましては考慮いたしまして、何回か入札から落とすというようにおこなうことをいままですべてやっております。

○二三番（菊井敏博君） ちょっとお伺いしますけれども、指名業者十社の頭から終りの差額、どのぐらいの差額か、ひとつ教えていただきたい。それと同時に、館山市内から業者五社入れた根拠それを教えていただきたい。

それからもう一つ、こういうことを言っているか悪いかかわからないんですが、業者自体だけが落札するかわかっている形の中で、なぜ随意契約のものがあるのか。その点ひとつ教えてもらいたいです。

○総務部長（鈴木弘道君） まず、御質問の第一点でございますけれども、入札の際の最高の価格と最低の価格でございますけれども、最高の価格が第一回目にごさしまして一億一千九百九十九万円で、それに対しまして最低の価格が先ほどお答えいたしましたように一億一千五百九十九万円でございまして、四百万の差がございまして。

第二点の入札の業者の十社の関係でございますけれども、市内五社、市外五社というところでございまして、館山市の建設工事等入札参加適格者市内の五社につきましては、館山市の建設工事等入札参加適格者名簿のうち建築実施工事の等級格づけがAランクのものすべて

でございます、これが市内の五社でございます。

それ以外の市外の五社の選考基準でございますけれども、いわゆる資本金額とか、年間の工事完成高、それと県内における防音工事の指名実績、館山市の発注する工事の指名実績、それと館山市内における建築工事の施行実績等を検討いたしまして、市外五社を選定したわけでございます。

それと、第三点目の関係でございますけれども、いわゆる三回の入札を行ったわけでございますけれども、地方自治法の規定によりまして競争入札に付し、落札者がないとき、または再度の入札に対して落札者がないときは、いわゆる地方自治法の施行令の第六十七条の二の規定によりまして随意契約を行うことができることになっておるわけでございます。この規定によって今回の随意契約を行ったわけでございます。

○二三番（菊井敏博君） 私がお聞きした趣旨をこれからお話しします。

十社の中で集まって、頭としまいが四百万しか違わないという自体が、常識で考えてあり得べきことではないんですよね。これは私は、よほど同じような神さまでなければ、一億何千万に対して頭としまいが四百万しか違わない。私は、十社の中によっぱりいろんな形、工法の人もおるだろうし、いろんな形で設計していけば二千万や、三千万の上げ下げがあるというように思っています、だから、非常にいつも不思議に思っています。

それと同時に、市内の業者と市外の業者をごちゃごちゃに入れるという形がどうも納得いかない。市内業者なら市内の業者にやらせれば、市外の業者と市内の業者と張り合ったって、地元にい

ればいろんなことで市外の業者が取れるわけないんです。そういう形でやっぱり市内の業者なら市内の業者だけで私はやらせればいいと思う。

それと、大体こういうことを、こういう席で言っているかわかりませんが、談合の形である程度だれが取るかという形がわかっているわけですよ。もし、皆さんが不思議でしたら、今度の大きい指名で私今度総務部長に、今度だれが取りますよ、今度だれが取りますよと、百のうち、私三つ間違ったら首をあげますよ。それぐらいはつきりわかっている形の中で、私これから、ですから、この問題を大きく委員会か何かで機会があれば取り上げたいと思うんですが、随意契約というこういう形をとるのがどうも納得いかないんです。

要するに、私このぐらい言えば、賢明な皆さんわかると思うんですが、どのように考えておるか、ひとつ聞かしていただきたい。また何かそういうもし問題が出た場合にはどのように処理するか。今度総務部長が新しく来ましたので、いろんなよしあしは別にして、どのような入札方法に持っていくのか教えてもらいたい。

私が言っていること、わかりませんでしたら、これから私入札のたびに、今度総務部長、この次はだれが取りますよ、だれが取りますよと、私ちゃんと教えてあげますよ。百のうち三つ間違ったら私、首あげます。私、議員即日やめます。それぐらいはつきりしている中で随意契約、私は最もけしからぬと思うんです。

○市長（半澤良一君） 業者の間で談合が行われるというお話でございますが、そういう話も何ってはおりますけれども、市の立場といたしますと、指名競争入札という形で、法規に従って行わな

ければいけませんし、また落札者が不在場合には、ただいま申し上げましたように、施行令に従いましてやらざるを得ないだろう。市としては今後ともそういう方法をとらなければならぬ。問題は、業者の自覚の問題であるわけでございまして、今後ともひとつ業者に対する自覚をうながすような方向で検討いたしたいと思

います。
○議長（吉田勇治郎君） 他に御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。

委員会付託の省略

○議長（吉田勇治郎君） お諮りいたします。

本案を委員会付託並びに討論を省略採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。

採決

○議長（吉田勇治郎君） お諮りいたします。

本案を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

委員会付託の省略

○議長（吉田勇治郎君） 次いで、議案第四十三号昭和五十三年度

館山市一般会計補正予算についての質疑を願います。

御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案を委員会付託並びに討論を省略し、採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田勇治郎君) 御異議なしと認めます。

採 決

○議長(吉田勇治郎君) お諮りいたします。

本案を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田勇治郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

議 案 の 上 程

○議長(吉田勇治郎君) 日程第四、発議案第二号農業委員会の委員となるべき学識経験者の推薦についての議題といたします。

(一九番議員渡辺昭夫君、二〇番議員和田一郎君退場)

議案の朗読を願います。

(書記朗読)

発議案第二号 農業委員会の委員となるべき学識経験者の推薦
について

議 案 の 内 容 説 明

○議長(吉田勇治郎君) 議案の説明を求めます。

(二三番議員菊井敏博君登壇)

○二三番(菊井敏博君) 発議案第二号農業委員会の委員となるべき学識経験者の推薦について、提案者といたしまして御説明申し上げます。

この際、詳細につきましては省略させていただきます、お手元に配付の議案のとおり、高梨清一君、渡辺昭夫君、和田一郎君を最適任者と認め推薦したいと思っておりますので、満場の御賛同をたまわれますようお願い申し上げます。

以上、提案説明にかえさせていただきます。

○議長(吉田勇治郎君) 以上で、説明は終了しました。

御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。

委員会付託の省略

○議長(吉田勇治郎君) お諮りいたします。

本案については委員会の付託並びに討論を省略して採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田勇治郎君) 御異議なしと認めます。

採 決

○議長(吉田勇治郎君) 採決いたします。

本案を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田勇治郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は

原案どおり可決されました。

閉 会 午前十時四十五分閉会

○議長（吉田勇治郎君） 以上で、本臨時会に付議されました案件は議了いたしました。よって、これにて第二回市議会臨時会を閉会いたします。

○本日の会議に付した事件

- 一、会議録署名議員の指名
- 一、会期の決定
- 一、議案第四十二号、議案第四十三号
- 一、発議案第二号

地方自治法第二百二十三条第二項の規定により署名する。

館山市議会議長 吉 田 勇 治 郎

館山市議會議員 流 山 源 次 郎

館山市議會議員 五 十 嵐 昇